（地方税法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正）

第五条　地方税法施行規則等の一部を改正する省令（平成三十一年総務省令第三十九号）の一部を次のように改正する。

第一条のうち、第五号の四様式の改正規定中「平成」を「令和」に、「明・大・昭・平　・　・　」を「明・大・昭・平・令　・　・　」に改め、第十六号の四十二様式の次に一様式を加える改正規定及び第三十三号の四様式の改正規定中「　　年　　月　　日」を「令和　　年　　月　　日」に、「4・5・平成」を「4・5・平成・令和」に、「3・5・昭和」を「3・5・昭和・令和」に、「■」を「R」に改め、第三十三号の四様式の次に一様式を加える改正規定中「　　年　　月　　日」を「令和　　年　　月　　日」に、「4・5・平成」を「4・5・平成・令和」に、「3・5・昭和」を「3・5・昭和・令和」に改める。

附則第二条中「同条第１号に掲げる寄附金（平成31年」を「同条第１項第１号に掲げる寄附金（令和元年」に改める。

（国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律施行規則の一部改正）

第六条　国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律施行規則（昭和三十二年総理府令第八十号）の一部を次のように改正する。

別記様式、別記様式附表第一及び別記様式附表第二の表中「平成」を「令和」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○総務省令第三号

元号を改める政令（平成三十一年政令第百四十三号）の施行に伴い、危険物の規制に関する規則及び消防法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年五月七日

総務大臣　石田　真敏

危険物の規制に関する規則及び消防法施行規則の一部を改正する省令

（危険物の規制に関する規則の一部改正）

第一条　危険物の規制に関する規則（昭和三十四年総理府令第五十五号）の一部を次のように改正する。

様式第二十三及び様式第二十五中「平」を「平・令」に改める。

（消防法施行規則の一部改正）

第二条　消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一号の四及び別記様式第一号の六中「平」を「平・令」に改める。

別記様式第一号の十一中「平成」を削る。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○法務省・厚生労働省令第一号

戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）第四十九条第三項の規定に基づき、出生証明書の様式等を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年五月七日

法務大臣　山下　貴司

厚生労働大臣　根本　匠

出生証明書の様式等を定める省令の一部を改正する省令

出生証明書の様式等を定める省令（昭和二十七年法務厚生省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。